

平成30年度 第1回 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 次第

日時：平成30年7月3日（火）

19時30分～21時30分

場所：甲南青少年研修センター 会議室

1. 開会

- ・黙祷
- ・市民憲章唱和
- ・あいさつ

2. 自己紹介

3. 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会について

4. 報告事項、議題

①平成29年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施状況について

②平成30年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施・計画について

- ・野外調理施設について
- ・甲賀市青少年活動セミナーについて
- ・甲賀市青少年活動安全誓いのつどいについて
- ・自然体験活動事業（ニンニン忍者キャンプ）について
- ・自然体験活動担当職員等研修について
- ・青少年自然体験活動指導者等研修会について

③今後の事業実施について

- ・次年度以降の「青少年活動安全誓いのつどい」の開催について

5. その他

- ・資料 1 「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 委員名簿」
- ・資料 2 「甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針」
- ・資料 3 「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則」
- ・資料 4 「報告事項・議題」
- ・資料 5 「平成29年度青少年自然体験活動事業 実績一覧表」
- ・資料 6 「平成30年度青少年自然体験活動事業 計画一覧表」
- ・資料 7 「野外調理研修施設概要」
- ・資料 8 「甲賀市青少年自然体験活動振興計画」
- ・資料 9 「甲賀市甲南青少年研修センター条例」
- ・資料 10 「甲賀市自然活動支援センター設置要綱」

## 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を自指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に

あなたも仲間

いろどる山河と

生きいき文化

こぼれる笑顔に

応える安心

うみだす活力

受けつぐ伝統

かがやく未来に

鹿深の夢を

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 委員名簿

	区分	団体等	職名	氏名	委嘱日	任期
1	青少年 関係団 体代表 者	ガールスカウト	団委員長	佐々木美耶子	H28. 10. 1	H28. 10. 1～H30. 9. 30
2		ボーイスカウト	団委員長	横川 正己	H28. 10. 1	H28. 10. 1～H30. 9. 30
3		甲賀市青少年育成市民 会議	副会長	神山 裕史	H28. 10. 1	H28. 10. 1～H30. 9. 30
4		甲賀市PTA連絡協議 会	甲南支部副支部 長	森田 和敬	H30. 6. 6	H30. 6. 6～H30. 9. 30
5	学識経 験者	滋賀県キャンプ協会	事務局長	吉久 義則	H28. 10. 1	H28. 10. 1～H30. 9. 30
6	行政関 係者	学校教育	多羅尾小学校校 長	山本 広孝	H29. 6. 1	H29. 6. 1～H30. 9. 30
7		幼稚園・保育園	保育幼稚園課	和田 有企子	H29. 6. 1	H29. 6. 1～H30. 9. 30
8		自然体験活動施設	みなくち子ども の森 所長	小西 省吾	H28. 10. 1	H28. 10. 1～H30. 9. 30

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

(4) 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第7条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第1号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

(6) 傍聴者の定員

(7) 傍聴手続

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

(会議録の作成及び会議結果の公表)

第8条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第2号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第1号（第7条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	



様式第2号（第8条関係）

会議の概要報告	
1.会議の名称	
2.開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
3.開催場所	
4.議題	
5.公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6.出席者	
7.傍聴者数	人
8.会議資料	
9.議事の結果概要	
10.その他	

## ○甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則

平成26年1月29日  
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）第3条の規定に基づき、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織委員長及び副委員長事項を定めるものとする。

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。  
4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会の設置)

第4条 委員会に専門的な事項の調査及び研究を行うため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会には部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

5 部会長は、部会の会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 報告事項・議題

1. 平成29年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施状況について  
・別紙参照（資料5）
2. 平成30年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施・計画について  
(資料6)

## (1) 野外調理施設について（資料7）

研修施設と位置づけ、研修、主催事業のみとし、一般利用はしない。

- ・施設概要は別紙のとおり
- ・4月以降の利用  
6月14日（木）第4回自然体験活動担当職員等研修会  
6月16日（土）第1回青少年自然体験活動指導者等研修会  
6月30日（土）青少年団体研修会

今後の活用

研修会として利用するとともに、定期的に親子対象のデイキャンプ（仮称：キャンプカフェ）を実施していく予定

## (2) 甲賀市青少年活動セミナーについて

## ①開催の目的

このセミナーでは、青少年の活動に関わる市内の各種団体等の方々が、青少年活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会とする。

## ②研修会テーマ

- ・基調講演 「子どもたちの「好き」を伸ばすために必要なこと」
- ・ワークショップ 「どうやったら広められる？青少年活動の大切さ」

## ③主催

甲賀市教育委員会

## ④日時

平成30年7月7日（土）午後3時～午後5時30分（午後2時30分開場）

## ⑤会場

甲賀市碧水ホール イベントホール

## ⑥参加対象者

青少年団体等の指導者・関係者、青少年自然体験活動の企画運営者等  
環境において青少年活動を行なっている団体・企業及び一般市民

## 自然体験活動に関わる市職員および新規採用職員等

### ⑦プログラム

14時30分 受付開始

15時 開会

- ・黙祷
- ・市民憲章の唱和
- ・開会あいさつ

15時10分 基調講演「子どもたちの「好き」を伸ばすために必要なこと」  
大阪府青少年活動財団 今井 正裕さん

16時00分 グループごとにワークショップ

17時00分 発表・講師による講評

17時25分 閉会

17時30分 解散

### (3) 甲賀市青少年活動安全誓いのつどいについて

#### ①趣旨

このつどいでは、本市の安全管理体制を改めて点検し、野外活動をはじめとする青少年活動について、市民参加のもと安全・安心かつ効果的に実施し、検証しながら今後の取組に活かすことを確認する場として開催する。

#### ②日時

平成30年7月31日（火）19時～21時

#### ③会場

あいこうか市民ホール（甲賀市水口町水口5633 TEL0748-62-2626）

#### ④主催

甲賀市・甲賀市教育委員会

#### ⑤対象

市民、市のすべての機関、学校関係者および市内青少年活動団体の指導者等

### ⑥プログラム

18時30分 受付開始

19時00分 開会

- ・黙祷
- ・市民憲章の唱和
- ・開会あいさつ

- ・報告「甲賀市の安全管理の取り組みについて」
- ・講演会

20時50分 閉会

- ・閉会あいさつ

#### (4) 自然体験活動事業（ニンニン忍者キャンプ）について

##### ①夏キャンプ

- ・実施期間：8月7日（火）～11日（土・祝） 4泊5日
- ・対象：小学校4年生～中学校3年生
- ・定員：30人
- ・実施場所：滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター・青年の城

##### ②秋キャンプ

- ・実施期間：10月6日（土）～7日（日） 1泊2日
- ・対象：小学校3年生～小学校4年生
- ・定員：20人
- ・実施場所：水口スポーツの森西キャンプ場・ロッジ

##### ③親子デイキャンプ

- ・実施期間：11月17日（土）・18日（日） 日帰り2回
- ・対象：小学校3年生～小学校4年生
- ・定員：各実施日15組程度50人
- ・実施場所：水口スポーツの森西キャンプ場・ロッジ

#### (5) 自然体験活動担当職員研修

- ・日程：平成30年5月18日（金）～7月7日（土）（全5回）
- ・場所：市内各施設
- ・対象：自然体験活動に関わる市職員および新規採用職員等

第1回 5月18日（金）企画・安全対策の大切さを考える

第2回 5月25日（金）アレルギー・応急手当・子どもの救急措置

第3回 6月7日（木）しがこども体験活動指導者研修会

第4回 6月14日（木）子どもたちの安全な野外活動の実施に向けて

第5回 7月7日（土）甲賀市青少年活動セミナー

#### (6) 青少年自然体験活動指導者等研修会

##### ①第1回

- ・開催日時：6月16日（土）9:30～15:30
- ・開催場所：甲南青少年研修センター 野外調理施設
- ・内容：KYT危険予知トレーニング、野外調理、ネイチャーゲーム

- ・参加人数：9人

## ②第2回

- ・開催日時（2～3月ごろ）、場所、内容未定

### 3. 今後の事業実施について

次年度以降の「青少年活動安全誓いのつどい」の開催について

- ・今年で11回を向かえ、事業を見直す時期に来ている。ご遺族、市議会などと協議をし、合意を得た上で見直しを行なう。
- ・各種団体の指導者など、現場で活動をされている指導者の皆さんの役立つような方法で事業を行う方向で検討

### 4. その他

## 平成29年度 青少年自然体験活動事業実績 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等
(1) 安全実施のための体制の確立と啓発	① 青少年の自然体験における安全対策マニュアルの提供と活用	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルの配布	自然体験活動を実施する青少年活動団体等への「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」を配布する。	青少年の自然体験活動を考えるつどい(12月8日開催)において配布	
	② 自然体験活動を安全に実施するためのチェック機能の確立	青少年自然体験活動推進委員会での確認	青少年自然体験活動において、実施事業が安全に実施されたか精査をする。	青少年自然体験活動推進委員会の開催 ・第1回委員会:9月21日(木) 19:30~21:30	
	③ 安全に実施するための情報提供	自然活動支援センターの内容を活動団体等へ案内する。	自然体験活動を行う団体へ、ライフジャケット等安全に実施するための備品の貸出の案内する。	甲南青少年研修センター等において、備品の貸出しを案内	
		夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブックの配布(7月) ・配布部数 911部	
		自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報誌、あいコムこうか、防災無線等を利用したの啓発広く市民に啓発する。	・あいコムこうか、防災行政無線、あいコムこうか文字放送、防災情報掲示板を利用して啓発(7月1日~31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日~31日) ・広報あいこうか7月1日号やHPなどの広報媒体により啓発	
	④ 自然体験活動を安全に実施するための学習機会の提供	指導者研修会の実施	安全意識の向上と技術取得を目的とした研修会を実施する。	青少年の自然体験活動を考えるつどい ・とき 12月8日(金)19:00~21:00 ・場所 甲南情報交流センター(忍の里プララホール) ・テーマ 「子どもとともに」 ・講師 オーバルオブテックス(株) 山脇 秀錬氏 ・内容 基調講演、パネルディスカッション ・参加数 54人	
	青少年活動安全誓いのつどいの実施	甲賀市青少年活動安全誓いの日に四万十川での事故を教訓として、自然体験活動を安全に実施することの大切さを再認識する場として「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」を実施する。	青少年活動安全誓いのつどい ・とき 7月31日(月)19:00~21:00 ・場所 あいこうか市民ホール ・テーマ 「子どもたちの心豊かな成長を願って~安全・安心な自然体験活動の環境づくりが引き出す子どもたちの生きる力~」 ・講師 日本野外教育学会会長 永吉 宏英氏 ・参加数 627人		
(2) 自然体験活動に対する理解の促進	① 自然体験活動の大切さの理解を広める	自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報誌、あいコムこうか、防災無線等を利用したの啓発広く市民に啓発する。	・あいコムこうか、防災行政無線、あいコムこうか文字放送、防災情報掲示板を利用して啓発(7月1日~31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日~31日) ・広報あいこうか7月1日号やHPなどの広報媒体により啓発	
	② 小さい頃から自然に接する機会の推進	夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブック配布 ・配布数 911部	
		自然体験活動の実施	小学3・4年生を対象にキャンプの入門編を実施し、参加児童に対し少年期に自然とふれあう機会を提供する。	ニンニン忍者秋キャンプ ・とき 10月8日(日)~9日(月祝) ・場所 水ロススポーツの森西キャンプ場 ・参加数 18名 ・対象 小学3・4年生	
		自然体験活動実施への指導・助言	就学前幼児とその保護者を対象にキャンプの楽しさを体験する機会を提供する。	親子ディキャンプ ・とき 11月18日(土)・19日(日) ・場所 水ロススポーツの森西キャンプ場 ・参加数 18日 11組 大人15人 子ども15人 19日 13組 大人20人 子ども24人	
(3) 自然体験活動の指導者・団体の育成	① 指導者の発掘・登録などの指導体制の整備	指導者データベースの整備	広報等を利用しながら自然体験活動の知識や技能を持った方々を把握するのと併せ、養成研修で資格を得た方々を登録し、子ども会等の青少年団体へ情報提供をする。	ボランティアを募集し、実施を検討	
	② 自然体験活動指導者の養成	養成研修の実施	市民の方の中で、自然体験活動の知識や技術を持った方や興味のある方を対象に、研修を行い、指導者の養成を行う。	青少年の自然体験活動を考えるつどい【再掲】 ・とき 12月8日(金)19:00~21:00 ・場所 甲南情報交流センター(忍の里プララホール) ・テーマ 「子どもとともに」 ・講師 オーバルオブテックス(株) 山脇 秀錬氏 ・内容 基調講演、パネルディスカッション ・参加数 54人	



## 平成29年度 青少年自然体験活動事業実績 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等
(3) 自然体験活動の指導者・団体の育成	③ 青年リーダー(ジュニアリーダー)の育成	リーダー養成キャンプの実施および養成講習会への参加	次代を担うリーダーとして活躍できる体制づくりを検討する。	青年リーダー養成研修 5～6月にかけて、自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施(実施回数は 6/17、6/24 の2回)  ニンニン忍者キャンプ ※台風5号により中止 ・とき 8月8日(火)～12日(土) ・場 所 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター ・申込数 25名 ・対 象 小学4年生～中学3年生	
	④ 自然体験活動を指導する団体への支援と育成	研修会の実施	指導者を対象に知識、技術面のスキルアップを目的とした研修会を実施する。また、セーフティハンドブックやマニュアルなど自然体験活動を安全に実施するための資料の提供を行う。	青少年の自然体験活動を考えるつどい【再掲】 ・とき 12月8日(金)19:00～21:00 ・場 所 甲南情報交流センター(忍の里プララホール) ・テーマ 「子どもとともに」 ・講 師 オーバルオブテックス(株) 山脇 秀鎌氏 ・内 容 基調講演、パネルディスカッション ・参加数 54人	
	⑤ 市内の青少年関係団体間での情報交換の場の設置	情報交流会の実施	市内の自然体験活動を実施している団体の代表者による情報交換と研修会を実施し、指導者のレベルアップを図る。	青少年の自然体験活動を考えるつどい等に検討予定	
(4) 自然体験活動の機会と情報の提供	① 市内の自然を活用した自然体験活動のプログラム開発と提供	青少年自然活動支援センター主催の事業実施	市内の小学生を対象にした自然体験活動(キャンプ、野外体験講座など)を実施する。	ニンニン忍者キャンプ【再掲】 ※台風5号により中止 ・とき 8月8日(火)～12日(土) ・場 所 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター ・申込数 25名 ・対 象 小学4年生～中学3年生  ニンニン忍者秋キャンプ【再掲】 ・とき 10月8日(日)～9日(月祝) ・場 所 水ロスポートの森西キャンプ場 ・参加数 18人 ・対 象 小学3・4年生	
		各公民館主催の事業実施	各公民館において市内の自然を活かした青少年を対象にした自然体験活動の実施する。	各公民館において実施	
	② 自然体験活動に関する事業の情報提供	自然体験活動情報紙の作成	市内外で実施される事業および安全実施の啓発などを掲載した冊子を作成し、市内の小学生・保護者および主な公共施設に配布する。	市内外で実施される事業および安全実施の啓発を市ホームページ等で掲載実施。	
	③ 自然体験活動を実施するための参考資料などの提供	市内の図書館、公民館への参考資料の設置	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルをはじめ、自然体験活動に関する書籍を設置する。特に7月～8月中については、特別コーナーを設置する。	特設コーナーの設置	
(5) 自然体験活動の場の確保と整備	① 子どもたちが身近に自然に触れることができる場の確保	自然活動施設の整備	未実施	未実施	
	② 自然体験活動を支援するための拠点となる施設の整備	活動に要する資材の一括管理	青少年自然活動支援センター及び社会教育課所管で管理している自然体験活動で使用する機材をデータベース化して一括管理をする。	青少年活動の拠点施設となる甲南青少年研修センターにおいて、研修施設として野外調理施設の整備を行う。また、継続して、備品の貸出を行う。	
	③ 市内の自然体験活動施設の活用と整備	自然活動施設の定期点検	夏休み前に、キャンプ場をはじめ子どもたちが遊ぶ施設の安全確認の一斉点検を行う。	7月中に施設管理局で実施	
その他				担当職員研修 全6回 ①5/10 ②5/19 ③5/24 ④5/30 ⑤6/7 ⑥7/31	

## 平成30年度 青少年自然体験活動事業計画 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等
(1)安全実施のための体制の確立と啓発	①青少年の自然体験における安全対策マニュアルの提供と活用	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルの配布	自然体験活動を実施する青少年活動団体等への「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」を配布する。	青少年活動セミナー(7月7日開催)において配布	
	②自然体験活動を安全に実施するためのチェック機能の確立	青少年自然体験活動推進委員会での確認	青少年自然体験活動において、実施事業が安全に実施されたか精査をする。	青少年自然体験活動推進委員会の開催 ・第1回委員会:7月3日(火) 19:30~	
	③安全に実施するための情報提供	自然活動支援センターの内容を活動団体等へ案内する。	自然体験活動を行う団体へ、ライフジャケット等安全に実施するための備品の貸出の案内する。	甲南青少年研修センター等において、備品の貸出しを案内	
		夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブックの配布(7月) ・配布部数 920部	
	自然体験活動を安全に実施するための啓発	自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報誌、あいコムこうか、防災無線等を利用した啓発広く市民に啓発する。	・あいコムこうか、防災行政無線、あいコムこうか文字放送、防災情報掲示盤を利用して啓発(7月1日~31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日~31日) ・広報あいこうか7月1日号やHPなどの広報媒体により啓発	
④自然体験活動を安全に実施するための学習機会の提供	指導者研修会の実施	安全意識の向上と技術取得を目的とした研修会を実施する。	青少年活動セミナー ・とき 7月7日(金)15:00~17:30(予定) ・場 所 碧水ホール ・テーマ 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ「どうやったら広められる?青少年活動の大切さ」 ・講 師 一般財団法人大阪府青少年活動団体 今井 正裕氏 ・参加数 150名見込		
	青少年活動安全誓いのつどいの実施	甲賀市青少年活動安全誓いの日に四万十川での事故を教訓として、自然体験活動を安全に実施することの大切さを再認識する場として「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」を実施する。	青少年活動安全誓いのつどい ・とき 7月31日(火)19:00~21:00 ・場 所 あいこうか市民ホール ・テーマ 調整中 ・講 師 調整中 ・参加数 800人予定		
(2)自然体験活動に対する理解の促進	①自然体験活動の大切さの理解を広める	自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報誌、あいコムこうか、防災無線等を利用した啓発広く市民に啓発する。	・あいコムこうか、防災行政無線、あいコムこうか文字放送、防災情報掲示盤を利用して啓発(7月1日~31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日~31日) ・広報あいこうか7月1日号やHPなどの広報媒体により啓発	
	②小さい頃から自然に接する機会の推進	夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブック配布 ・配布数 920部	
		自然体験活動の実施	小学3・4年生を対象にキャンプの入門編を実施し、参加児童に対し少年期に自然とふれあう機会を提供する。  就学前幼児とその保護者を対象にキャンプの楽しさを体験する機会を提供する。	ニンニン忍者秋キャンプ ・とき 10月6日(土)~7日(日) ・場 所 水ロススポーツの森西キャンプ場 ・参加数 20名予定 ・対 象 小学3・4年生  親子ディキャンプ ・とき 11月17日(土)・18日(日) ・場 所 水ロススポーツの森西キャンプ場 ・参加数 17日 15組予定 18日 15組予定	
自然体験活動実施への指導・助言	小学生や未就学児等の団体に自然活動を積極的に実施してもらう支援を行う。	青少年自然活動指導員の派遣			
(3)自然体験活動の指導者・団体の育成	①指導者の発掘・登録などの指導体制の整備	指導者データベースの整備	広報等を利用しながら自然体験活動の知識や技能を持った方々を把握するのと併せ、養成研修で資格を得た方々を登録し、子ども会等の青少年団体へ情報提供をする。	ボランティアを募集し、実施を検討	

## 平成30年度 青少年自然体験活動事業計画 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等
(3)自然体験活動の指導者・団体の育成	②自然体験活動指導者の養成	養成研修の実施	市民の方の中で、自然体験活動の知識や技術を持った方や興味のある方を対象に、研修を行い、指導者の養成を行う。	青少年活動セミナー【再掲】 ・とき 7月7日(金)15:00～17:30(予定) ・場所 碧水ホール ・テーマ 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ「どうやったら広められる?青少年活動の大切さ」 ・講師 一般財団法人大阪府青少年活動団体 今井 正裕氏 ・参加数 150名見込	
(3)自然体験活動の指導者・団体の育成	③青年リーダー(ジュニアリーダー)の育成	リーダー養成キャンプの実施および養成講習会への参加	次代を担うリーダーとして活躍できる体制づくりを検討する。	青年リーダー養成研修 5～6月にかけて、自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施(実施回数は 6/9、6/16、7/7 の3回) ニンニン忍者キャンプ ・とき 8月7日(火)～11日(土・祝) ・場所 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター・青年の城 ・申込数 30人予定 ・対象 小学4年生～中学3年生	
	④自然体験活動を指導する団体への支援と育成	研修会の実施	指導者を対象に知識、技術面のスキルアップを目的とした研修会を実施する。また、セーフティハンドブックやマニュアルなど自然体験活動を安全に実施するための資料の提供を行う。	青少年活動セミナー【再掲】 ・とき 7月7日(金)15:00～17:30(予定) ・場所 碧水ホール ・テーマ 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ「どうやったら広められる?青少年活動の大切さ」 ・講師 一般財団法人大阪府青少年活動団体 今井 正裕氏 ・参加数 150名見込	
	⑤市内の青少年関係団体間での情報交換の場の設置	情報交流会の実施	市内の自然体験活動を実施している団体の代表者による情報交換と研修会を実施し、指導者のレベルアップを図る。	青少年の自然体験活動を考えるつどいに検討予定	
(4)自然体験活動の機会と情報の提供	①市内の自然を活用した自然体験活動のプログラム開発と提供	青少年自然活動支援センター主催の事業実施	市内の小学生を対象にした自然体験活動(キャンプ、野外体験講座など)を実施する。	ニンニン忍者キャンプ【再掲】 ・とき 8月7日(火)～11日(土・祝) ・場所 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター・青年の城 ・申込数 30人予定 ・対象 小学4年生～中学3年生	
		各公民館主催の事業実施	各公民館において市内の自然を活かした青少年を対象にした自然体験活動の実施する。	各公民館において実施	
	②自然体験活動に関する事業の情報提供	自然体験活動情報紙の作成	市内外で実施される事業および安全実施の啓発などを掲載した冊子を作成し、市内の小学生・保護者および主な公共施設に配布する。	市内外で実施される事業および安全実施の啓発を市ホームページ等で掲載実施。	
	③自然体験活動を実施するための参考資料などの提供	市内の図書館、公民館への参考資料の設置	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルをはじめ、自然体験活動に関する書籍を設置する。特に7月～8月中については、特別コーナーを設置する。	特設コーナーの設置	
(5)自然体験活動の場の確保と整備	①子どもたちが身近に自然に触れることができる場の確保	自然活動施設の整備	未実施	未実施	
	②自然体験活動を支援するための拠点となる施設の整備	活動に要する資材の一括管理	青少年自然活動支援センター及び社会教育課所管で管理している自然体験活動で使用する機材をデータベース化して一括管理をする。	青少年活動の拠点施設となる甲南青少年研修センターにおいて、研修施設として野外調理施設の整備を行う。また、継続して、備品の貸出を行う。	
	③市内の自然体験活動施設の活用と整備	自然活動施設の定期点検	夏休み前に、キャンプ場をはじめ子どもたちが遊ぶ施設の安全確認の一斉点検を行う。	7月中旬に施設管理部局で実施	
その他				担当職員研修 全5回 ①5/18 ②5/25 ③6/7 ④6/14 ⑤7/7	

# 甲賀市甲南青少年研修センター

## 【野外調理研修施設－概要－】



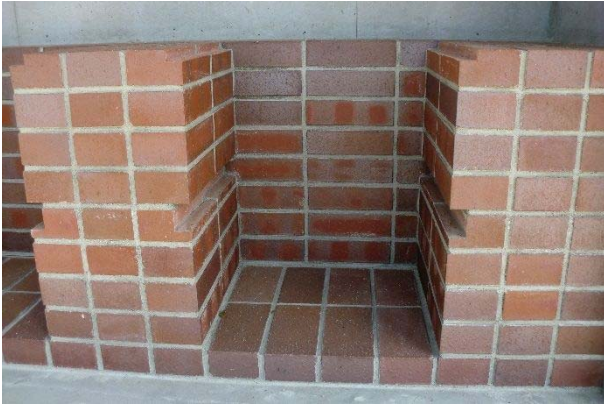
### 工事概要

建設地 滋賀県甲賀市甲南町葛木 875  
設計監督 株式会社 丸山建築事務所  
施工 株式会社 緩利  
工期 着工 平成30年 1月23日  
竣工 平成30年 3月30日  
総工事費 8,802千円  
(全額一般財源)

### 施設概要

面積 25.80㎡  
施設内訳  
・屋根 (ボルト式折板)  
・かまど (赤レンガ積・4箇所)  
・ロストル (2段)  
・造り付調理台 (ひのき・2箇所)  
・流し台 (ステンレス・2箇所)

甲賀市教育委員会



かまど



ロストル



造り付調理台



流し台

## 【野外調理研修施設運用方針】

### ●目的

- ・次代を担う青少年やその指導者が、研修や交流を通じて、仲間づくりを進め、規律、自主及び共同の精神を養うために設置する。

### ●利用方法

- ・野外調理における安全意識や技術、知識の向上に資する研修施設として利用する。
- ・甲賀市教育委員会事務局社会教育課が上記目的を達成するため、研修計画に基づき利用する。

(研修計画は別紙のとおり)

### ●利用時間等

【利用時間】 午前9時から午後8時まで

【休館日】 月曜日、年末年始（12月25日から翌年1月4日まで）

### ●管理方法

- ・甲賀市教育委員会事務局社会教育課は必要に応じて道具等の購入や、安全対策を講じる。
- ・施設管理マニュアルは別途作成する。

(別紙)

## 甲賀市甲南青少年研修センター野外調理研修施設を利用した研修計画

### **【指導者対象研修】**

---

青少年の自然体験活動に関わる市内の各種団体等の指導者が、自然体験活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、子どもたちの成長に必要な様々な体験を安全かつ効果的に提供できるよう、自然体験活動における知識・技術等をもつことを目的として開催する。

### **【一般・親子対象研修】**

---

親子等が野外調理を通して、野外活動の楽しさや大切さを体験し、自然体験活動への興味や関心、参加意欲を高めることを目的として開催する。

### **【青年リーダー対象研修】**

---

甲賀市青少年自然体験活動事業において、参加する子どもたちと活動を共にしながら、野外調理や自然遊びのサポートをする上で青年リーダーとして必要な知識、技能、心構えを身につけることを目的として開催する。

## ○甲賀市甲南青少年研修センター条例

平成16年10月1日

条例第169号

改正 平成17年12月22日条例第90号

平成26年12月17日条例第31号

(設置)

第1条 次代を担う青少年やその指導者が、研修や交流を通じて、仲間づくりを進め、規律、自主及び共同の精神を養うための青少年活動の拠点施設として、甲賀市甲南青少年研修センター（以下「研修センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研修センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市甲南青少年研修センター	甲賀市甲南町葛木875番地

(管理)

第3条 研修センターは、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 研修センターは、常に良好な状態にあるように管理し、設置目的に応じて効率的かつ適正に運用しなければならない。

(利用時間等)

第4条 研修センターの利用時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊利用 午後1時から翌日午前10時まで

(2) 日帰り利用 午前9時から午後10時まで

2 研修センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日

(3) 12月25日から翌年1月4日まで

3 教育委員会は、第1項に規定する利用時間を変更し、又は前項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第5条 研修センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限等)

第6条 教育委員会は、研修センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、研修センターの利用を許可しない。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を破損するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他研修センターの管理運営に支障を来すおそれがあるとき。

(利用許可の取消し)

第7条 教育委員会は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を中止させ、又は許可を取り消すことができる。

(1) 許可の条件に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 公務上その他研修センターの都合により、利用させることができなくなったとき。

2 前項第1号の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上又は特別の事情があると認めたときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 市長は、既に納入した使用料は還付しない。ただし、天災地変その他利用者の責めによらない理由で利用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償責任)



第11条 利用者が、故意又は過失によって施設及び設備等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定等)

第12条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、研修センターの管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

(1) 研修センターの利用許可に関する業務

(2) 研修センターの利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の収受に関する業務

(3) 研修センターの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、研修センターの運営に関して教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第6条及び第7条第1項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項の規定の適用については、「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条及び第10条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合において、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、第4条に規定する利用時間又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の甲南町青少年研修センター設置条例（平成12年甲南町条例第33号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成17年条例第90号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の甲賀市甲南青少年研修センター条例の規定により教育委員会がした許可その他の行為又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の甲賀市甲南青少年研修センター条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則（平成26年条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の甲賀市甲南青少年研修センター条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為（同日以降の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の甲賀市甲南青少年研修センター条例の規定により教育委員会がした許可その他の行為又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第8条関係）

1 宿泊を伴う場合

対象	金額	備考
中学生以下	1泊1人当たり 500円	寝具使用料は含まない。
その他	1泊1人当たり 1,000	

	円		で。
--	---	--	----

備考

- 1 寝具 1 回当たりの使用料は、次のとおりとする。

寝具 200円

- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とする。

- 3 その他この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 宿泊を伴わない場合

室名		時間	9:00~12:00	13:00~17:00	17:00~22:00
			0	00	00
研修室(和室)	さくら		900円	1,200円	1,500円
	さつき		900円	1,200円	1,500円
	もみじ		450円	600円	750円
	さざんか		450円	600円	750円
会議室			1,500円	2,000円	2,500円
ホール			1,200円	1,600円	2,000円
調理室			900円	1,200円	1,500円

備考

- 1 1時間当たりの使用料は、次のとおりとする。

さくら及びさつき 1室につき 300円

もみじ及びさざんか 1室につき 150円

会議室 500円 ホール 400円

調理室 300円

- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とする。

- 3 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

○甲賀市青少年自然活動支援センター設置要綱

平成20年3月27日

教育委員会告示第5号

改正 平成21年3月28日教委告示第2号

(設置)

第1条 青少年を対象とした自然活動の安全確保を支援するために、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に甲賀市青少年自然活動支援センター（以下「自然活動支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自然活動支援センターは、教育委員会事務局社会教育課内に置く。

(職員)

第3条 自然活動支援センターには、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 指導員
- (3) その他の職員

(職務)

第4条 所長は、上司の命を受け自然活動支援センターの事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 指導員は、専門的な指導及び調査研究を行う。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(分掌事務)

第5条 自然活動支援センターの分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青少年の自然活動における、安全性向上の支援に関すること。
- (2) 青少年の自然活動を担当する職員の人材育成の支援に関すること。
- (3) 青少年の自然活動に関わる市民や団体に対する安全教育や情報提供の支援に関すること。
- (4) 青少年の自然活動における、安全対策及び安全教育の調査研究に関すること。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年教委告示第2号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。